

二本松市地域防災計画

二本松市防災会議
令和4年5月修正

二本松市地域防災計画 目次

第1編 総則	- 1 -
第1部 総則	- 3 -
第1章 計画の目的・災害対策の基本理念及び方針	- 3 -
第1節 計画の目的	- 3 -
第2節 計画の位置づけ	- 3 -
第3節 計画の構成	- 3 -
第4節 災害対策の基本理念	- 4 -
第5節 計画の推進及び修正	- 4 -
第6節 計画の習熟と周知徹底	- 4 -
第7節 行動マニュアル等の作成	- 4 -
第8節 発災直前及び発災後の活動目標	- 5 -
第9節 計画の基本的考え方（防災ビジョン）	- 6 -
第2章 二本松市の概況	- 9 -
第1節 二本松市のおいたち	- 9 -
第2節 社会的条件	- 9 -
第3節 地理的条件	- 10 -
第3章 防災関係機関の業務	- 12 -
第1節 防災関係機関の実施責任	- 12 -
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	- 13 -
第4章 災害の想定	- 19 -
第1節 想定する災害	- 19 -
第5章 市民の役割	- 19 -
第1節 平常時の役割	- 19 -
第2節 災害時の役割	- 19 -
第2編 一般災害対策編	- 21 -
第1部 災害予防	- 23 -
第1章 災害に強い体制づくり	- 23 -
第1節 防災組織の整備	- 23 -
第2節 地区防災拠点の整備	- 25 -
第3節 情報通信体制の整備	- 25 -
第2章 災害に強いまちづくり	- 29 -
第1節 市街地の再開発	- 29 -
第2節 道路・河川・橋梁の整備	- 29 -
第3節 建築物の不燃化の促進	- 30 -
第4節 文化財災害予防対策	- 30 -
第5節 ライフライン施設の安全化	- 30 -
第6節 危険施設の保安対策	- 34 -
第7節 消防力の整備強化	- 37 -
第3章 災害別予防対策	- 40 -
第1節 水害予防対策	- 40 -
第2節 火災予防対策	- 42 -
第3節 土砂災害予防対策	- 43 -
第4節 雪害予防対策	- 45 -
第5節 山岳遭難防止対策	- 46 -

第6節	竜巻・台風・突風対策	- 46 -
第4章	避難・誘導體制づくり	- 49 -
第1節	避難計画の策定	- 49 -
第2節	指定緊急避難場所の指定等	- 57 -
第3節	指定避難所の指定等	- 58 -
第4節	避難路の選定	- 59 -
第5節	避難場所等の居住者等に対する周知	- 60 -
第6節	学校、病院施設等における避難計画	- 60 -
第7節	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	- 62 -
第8節	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	- 62 -
第9節	避難誘導體制の整備	- 62 -
第5章	緊急輸送の整備	- 64 -
第1節	陸上輸送の整備	- 64 -
第2節	航空輸送の整備	- 64 -
第6章	備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備	- 66 -
第1節	備蓄品の確保	- 66 -
第2節	備蓄場所の確保	- 67 -
第3節	水防倉庫の設置	- 67 -
第4節	緊急調達体制の整備	- 68 -
第5節	防災資機材等の整備	- 68 -
第7章	廃棄物処理計画及び罹災証明書発行体制の整備	- 69 -
第8章	防災知識の普及、訓練	- 70 -
第1節	防災知識の啓発	- 70 -
第2節	自主防災組織の育成・強化	- 72 -
第3節	女性防火クラブの育成・強化	- 75 -
第4節	防災訓練の充実	- 75 -
第9章	要配慮者の安全確保	- 79 -
第1節	避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供	- 79 -
第2節	個別避難計画の策定	- 81 -
第3節	社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築	- 81 -
第4節	社会福祉施設等における対策	- 81 -
第5節	在宅者に対する対策	- 82 -
第6節	避難所への移送	- 83 -
第7節	避難所における要配慮者支援	- 83 -
第8節	外国人及び市外からの来訪者への対策	- 83 -
第2部	災害応急対策	- 85 -
第1章	応急活動体制	- 85 -
第1節	初動体制	- 85 -
第2節	災害対策本部	- 87 -
第3節	職員の動員	- 89 -
第4節	職員の服務	- 89 -
第5節	市庁舎における災害応急体制	- 90 -
第6節	市消防団員の動員	- 90 -
第2章	応援の要請	- 91 -
第1節	県に対する要請	- 91 -
第2節	国に対する応援要請	- 92 -
第3節	公共的団体等への協力要請	- 92 -
第4節	自衛隊の災害派遣要請	- 93 -

第5節	応援受入体制	- 96 -
第3章	情報の収集・伝達	- 97 -
第1節	気象注意報・警報等の伝達	- 97 -
第2節	被害状況等の収集・報告	- 105 -
第3節	通信の確保	- 108 -
第4章	災害時の広報	- 110 -
第1節	実施機関と相互連絡体制	- 110 -
第2節	市が行う広報及び手順	- 110 -
第3節	報道機関への発表・協力要請	- 111 -
第5章	消防・救急救助活動	- 112 -
第1節	消防活動	- 112 -
第2節	救急救助活動	- 112 -
第3節	航空消防防災体制の活用	- 113 -
第6章	避難	- 115 -
第1節	避難指示等の発令	- 115 -
第2節	警戒区域の設定	- 123 -
第3節	避難の誘導	- 124 -
第4節	避難行動要支援者等対策	- 125 -
第5節	広域的な避難対策	- 126 -
第6節	安否情報の提供等	- 127 -
第7節	避難所の設置	- 127 -
第8節	避難所の運営	- 129 -
第7章	土砂災害応急対策	- 132 -
第1節	土砂災害警戒情報	- 132 -
第2節	土砂災害・斜面災害応急対策	- 133 -
第3節	土砂災害緊急情報	- 134 -
第8章	医療（助産）救護	- 136 -
第1節	医療機関の被害状況等の収集、把握	- 136 -
第2節	医療（助産）救護活動	- 136 -
第3節	傷病者の搬送	- 138 -
第4節	医薬品等の確保	- 138 -
第5節	人工透析の供給確保	- 138 -
第9章	緊急輸送対策	- 139 -
第1節	緊急輸送の範囲	- 139 -
第2節	緊急輸送路等の確保	- 140 -
第3節	輸送手段の確保	- 140 -
第4節	輸送拠点	- 140 -
第10章	災害警備活動及び交通規制措置	- 141 -
第1節	災害警備活動	- 141 -
第2節	交通規制措置	- 142 -
第11章	防疫及び保健衛生	- 145 -
第1節	防疫活動	- 145 -
第2節	食品衛生監視	- 146 -
第3節	栄養指導	- 146 -
第4節	保健指導	- 147 -
第5節	精神保健活動	- 147 -
第6節	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	- 147 -
第7節	動物（ペット）救護対策	- 147 -

第12章	廃棄物処理対策	- 148 -
第1節	災害廃棄物処理	- 148 -
第2節	し尿処理	- 149 -
第3節	廃棄物処理施設の確保及び復旧	- 150 -
第4節	応援体制の確保	- 151 -
第13章	救援対策	- 152 -
第1節	給水救援対策	- 152 -
第2節	食料救援対策	- 152 -
第3節	生活必需物資等救援対策	- 153 -
第4節	支援物資等の支援体制	- 154 -
第5節	義援物資及び義援金の受入れ	- 154 -
第14章	被災地の応急対策	- 155 -
第1節	障害物の除去	- 155 -
第2節	災害相談対策	- 156 -
第3節	応急危険度判定士等の派遣、応急復旧の指導・相談	- 157 -
第15章	応急仮設住宅の供与	- 158 -
第1節	建設型応急仮設住宅の建設	- 158 -
第2節	賃貸型応急住宅等の提供	- 160 -
第3節	住宅の応急修理	- 160 -
第16章	行方不明者の捜索、遺体対策等	- 162 -
第1節	全般的な事項	- 162 -
第2節	行方不明者の捜索	- 162 -
第3節	遺体の収容	- 163 -
第4節	遺体の火葬・埋葬等	- 163 -
第17章	生活関連施設の応急対策	- 165 -
第1節	水道施設応急対策	- 165 -
第2節	下水道施設応急対策	- 165 -
第3節	電力施設応急対策	- 166 -
第4節	ガス施設（LPガス）応急対策	- 168 -
第5節	鉄道施設応急対策	- 169 -
第6節	電気通信施設等応急対策	- 170 -
第18章	文教対策	- 173 -
第1節	児童生徒等保護対策	- 173 -
第2節	応急教育対策	- 173 -
第3節	給食計画	- 175 -
第4節	園児・児童・生徒の避難計画	- 176 -
第5節	文化財等の応急対策	- 176 -
第19章	要配慮者対策	- 177 -
第1節	要配慮者に係る対策	- 177 -
第2節	社会福祉施設等に係る対策	- 177 -
第3節	障がい者及び高齢者に係る対策	- 177 -
第4節	児童に係る対策	- 178 -
第5節	外国人に係る対策	- 178 -
第20章	ボランティアとの連携	- 180 -
第1節	ボランティア団体等の受入れ	- 180 -
第2節	災害ボランティアセンターの運営	- 180 -
第3節	ボランティア団体等の活動	- 180 -
第21章	災害救助法の適用等	- 182 -
第1節	災害救助法の適用	- 182 -

第2節	災害救助法の適用基準	- 182 -
第3節	災害救助法の適用手続き	- 184 -
第4節	災害救助法による救助の内容等	- 185 -
第22章	被災者生活再建支援法等に基づく支援	- 187 -
第1節	罹災証明の発行	- 187 -
第2節	被災者台帳の作成	- 187 -
第3節	被災者生活再建支援法の適用	- 188 -
第3部	災害復旧	- 192 -
第1章	施設の復旧対策	- 192 -
第1節	災害復旧事業計画の作成	- 192 -
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	- 192 -
第3節	激甚災害の指定	- 194 -
第4節	災害復旧事業の実施	- 194 -
第2章	被災者の生活安定	- 195 -
第1節	災害見舞金等の支給	- 195 -
第2節	義援金の配分	- 195 -
第3節	市営住宅等の一時使用	- 195 -
第4節	職業のあっせん	- 196 -
第5節	雇用保険の失業給付に関する特例措置	- 196 -
第6節	租税の徴収猶予等の措置	- 196 -
第7節	災害弔慰金の支給	- 197 -
第8節	被災者への融資	- 197 -
第3編	事故対策編	- 199 -
第1章	原子力事故災害対策計画	- 201 -
第1節	総 則	- 201 -
第2節	原子力事故災害事前対策	- 205 -
第3節	原子力災害応急対策計画	- 209 -
第4節	原子力災害中長期対策	- 220 -
第2章	航空災害対策計画	- 222 -
第1節	航空災害予防対策計画	- 222 -
第2節	航空災害応急対策計画	- 222 -
第3章	鉄道災害対策計画	- 225 -
第1節	鉄道災害予防対策	- 225 -
第2節	鉄道災害応急対策計画	- 225 -
第3節	鉄道災害復旧対策計画	- 227 -
第4章	道路災害対策計画	- 228 -
第1節	道路災害予防対策	- 228 -
第2節	道路災害応急対策計画	- 229 -
第3節	道路災害復旧対策計画	- 231 -
第5章	危険物等災害対策計画	- 232 -
第1節	危険物等災害予防対策	- 232 -
第2節	危険物等災害応急対策計画	- 234 -
第3節	危険物等災害復旧対策計画	- 236 -
第6章	大規模な火事災害対策計画	- 237 -
第1節	大規模な火事災害予防対策	- 237 -

第2節	大規模な火事災害応急対策計画	239
第3節	大規模な火事災害復旧対策計画	240
第7章	林野火災対策計画	241
第1節	林野火災予防対策計画	241
第2節	林野火災応急対策計画	242
第3節	林野火災復旧対策計画	245
第4編	震災対策編	247
第1部	総則	249
第1章	総則	249
第1節	目的	249
第2節	本編の位置づけ	249
第3節	地震防災緊急事業五箇年計画	249
第2章	福島県の地震災害と地震想定調査	250
第1節	既往の地震災害と本県における地震発生特性	250
第2節	地震被害の想定	254
第2部	災害予防	260
第1章	災害に強い体制づくり	260
第1節	発災後の時間経過と活動目標	260
第2章	災害に強いまちづくり	261
第3章	災害防止対策	262
第1節	建築物防災対策	262
第2節	防災上重要な建築物の耐震性確保	263
第3節	ライフライン施設の耐震化	264
第4節	震度情報ネットワークシステムの概要	266
第4章	避難・誘導體制づくり	267
第5章	緊急輸送の整備	267
第6章	備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備	267
第7章	廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備	267
第8章	防災知識の普及、訓練	267
第9章	要配慮者の安全確保	267
第10章	二次災害対策	268
第1節	地震による火災の防止	268
第2節	液状化災害予防対策	268
第3部	災害応急対策	270
第1章	応急活動体制	270
第1節	災害対策本部設置前の職員配備体制	270
第2節	災害対策本部設置基準	270
第3節	災害対策本部設置後の職員配備体制	270
第4節	動員数	270
第2章	応援の要請	271
第3章	情報の収集・伝達	271
第4章	災害時の広報	272
第5章	消防・救急救助活動	272
第1節	消防団による活動	272

第6章 避難	- 272 -
第1節 避難指示の発令	- 272 -
第7章 土砂災害応急対策	- 272 -
第1節 砂防施設等応急対策	- 272 -
第8章 医療（助産）救護	- 273 -
第9章 緊急輸送対策	- 273 -
第10章 災害警備活動及び交通規制措置	- 273 -
第11章 防疫及び保健衛生	- 273 -
第12章 廃棄物処理対策	- 273 -
第1節 がれき処理	- 273 -
第13章 救援対策	- 274 -
第14章 被災地の応急対策	- 274 -
第15章 応急仮設住宅の供与	- 274 -
第16章 行方不明者の捜索、遺体対策等	- 274 -
第17章 生活関連施設の応急対策	- 275 -
第18章 文教対策	- 275 -
第19章 要配慮者対策	- 275 -
第20章 ボランティアとの連携	- 275 -
第21章 災害救助法の適用等	- 275 -
第22章 被災者生活再建支援法等に基づく支援	- 275 -
第4部 災害復旧計画	- 276 -
第1章 施設の復旧対策	- 276 -
第2章 被災者の生活安定	- 276 -
第5編 火山災害対策編	- 277 -
第1部 災害の条件	- 279 -
第1章 基本方針	- 279 -
第1節 本編の目的	- 279 -
第2節 火山地域市町村	- 279 -
第3節 火山災害警戒地域	- 279 -
第2章 過去の火山活動（安達太良山）	- 280 -
第2部 災害予防計画	- 281 -
第1章 災害防止対策	- 281 -
第1節 防災体制の整備	- 281 -
第2節 防災事業等の推進	- 281 -
第3節 予防対策	- 282 -
第2章 噴火警報等	- 284 -
第1節 噴火警報・予報	- 284 -
第2節 情報伝達系統	- 288 -
第3章 避難・誘導體制づくり	- 290 -
第4章 緊急輸送の整備	- 290 -
第5章 備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備	- 290 -
第6章 防災知識の普及、訓練	- 290 -
第7章 要配慮者の安全確保	- 290 -

第3部	災害応急対策	- 291 -
第1章	応急活動体制	- 291 -
第2章	応援の要請	- 291 -
第3章	情報の収集・伝達	- 291 -
第1節	収集及び伝達する情報	- 291 -
第2節	監視	- 291 -
第4章	災害時の広報	- 291 -
第5章	救助活動	- 292 -
第1節	救助隊の編成	- 292 -
第2節	二次災害の防止	- 292 -
第6章	避難	- 292 -
第1節	避難指示等	- 292 -
第2節	避難誘導	- 292 -
第7章	医療（助産）救護	- 293 -
第8章	緊急輸送対策	- 293 -
第9章	災害警備活動及び交通規制措置	- 293 -
第10章	防疫及び保健衛生	- 293 -
第11章	廃棄物処理対策	- 293 -
第12章	救援対策	- 293 -
第13章	被災地の応急対策	- 293 -
第14章	応急仮設住宅の供与	- 293 -
第15章	行方不明者の捜索、遺体対策等	- 294 -
第16章	生活関連施設の応急対策	- 294 -
第17章	文教対策	- 294 -
第18章	要配慮者対策	- 294 -
第19章	ボランティアとの連携	- 294 -
第20章	災害救助法の適用等	- 294 -
第21章	被災者生活再建支援法等に基づく支援	- 294 -
第4部	災害復旧計画	- 295 -
第1章	施設の復旧対策	- 295 -
第2章	被災者の生活安定	- 295 -
第6編	水害対策編（水防計画）	- 297 -
第1章	総則	- 299 -
第2章	水防組織	- 299 -
第1節	水防事務の処理	- 299 -
第2節	水防本部の設置及び組織事務分担表	- 300 -
第3章	重要水防区域	- 301 -
第1節	重要水防区域及び水防（消防）団警戒区域	- 301 -
第4章	設備・資材・器材輸送等の整備確保	- 303 -
第1節	設備・資器材の整備	- 303 -
第2節	輸送の確保	- 304 -
第5章	予報及び警報等	- 305 -
第1節	気象台が発表する水防用気象通報	- 305 -
第2節	洪水予報	- 305 -
第3節	水防警報	- 306 -

第6章	気象及び水位状況の連絡、水位・雨量の通報	- 307 -
第1節	気象状況の連絡	- 307 -
第2節	水位・雨量の通報	- 307 -
第3節	水位・雨量の調査	- 308 -
第7章	気象情報・水防情報の連絡	- 309 -
第1節	水防通信連絡	- 309 -
第2節	通報と伝達の系統図	- 309 -
第8章	出動及び作業	- 311 -
第1節	水防団の非常配備	- 311 -
第2節	市における非常配備	- 311 -
第3節	水防作業	- 312 -
第4節	決壊の報告	- 312 -
第5節	避難のための立退き	- 312 -
第6節	安全配慮	- 312 -
第9章	水防解除	- 313 -
第10章	水防報告	- 313 -
第11章	協力及び応援	- 314 -
第1節	河川管理者の協力	- 314 -
第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	- 314 -
第3節	警察官の援助要求	- 314 -
第4節	国（福島河川国道事務所、福島地方気象台）との連携	- 314 -
第12章	浸水想定区域における迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	- 315 -
第1節	要配慮者利用施設の避難確保のための措置に関する計画の作成等	- 315 -
第2節	大規模工場等の浸水防止のための措置に関する計画の作成等	- 315 -

